

四條畷市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和4（2022）年7月



— 目 次 —

四條畷市新型インフルエンザ等対策行動計画

I	はじめに	1
1	新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
2	本市における行動計画策定等の経緯	1
3	対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症	2
II	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	3
1	対策の目的及び基本的な戦略	3
2	対策の基本的考え方	4
3	対策の留意点	5
4	発生時の被害想定等	6
5	対策推進のための役割分担	8
6	行動計画の主要項目	12
(1)	実施体制	12
(2)	サーベイランス・情報収集	17
(3)	情報提供・共有	17
(4)	予防・まん延防止	20
(5)	医療	24
(6)	市民生活及び経済の安定の確保	25
7	発生段階	25
III	各発生段階における対策	28
1	未発生期	30
(1)	実施体制	30
(2)	サーベイランス・情報収集	31
(3)	情報提供・共有	31
(4)	予防・まん延防止	31
(5)	医療	33

	(6) 市民生活及び経済の安定の確保	33
2	府内未発生期	34
	(1) 実施体制	35
	(2) サーベイランス・情報収集	35
	(3) 情報提供・共有	35
	(4) 予防・まん延防止	36
	(5) 医療	36
	(6) 市民生活及び経済の安定の確保	37
3	府内発生早期	37
	(1) 実施体制	38
	(2) サーベイランス・情報収集	38
	(3) 情報提供・共有	38
	(4) 予防・まん延防止	39
	(5) 医療	40
	(6) 市民生活及び経済の安定の確保	40
4	府内感染期	41
	(1) 実施体制	42
	(2) サーベイランス・情報収集	43
	(3) 情報提供・共有	43
	(4) 予防・まん延防止	43
	(5) 医療	44
	(6) 市民生活及び経済の安定の確保	44
5	小康期	46
	(1) 実施体制	46
	(2) サーベイランス・情報収集	47
	(3) 情報提供・共有	47
	(4) 予防・まん延防止	47
	(5) 医療	48
	(6) 市民生活及び経済の安定の確保	48

参考資料

用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 0

四條畷市感染症対策委員会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 5

四條畷市新型インフルエンザ等対策本部設置要綱・・・・・・・・・・・・・・ 5 7

I はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返しているインフルエンザとは抗原性が大きく異なる新型ウイルスの出現により、おおよそ 10 年から 40 年の周期で発生しているが、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同等の危険性を有する新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響を最小限に抑えることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関及び事業者等の責務と新型インフルエンザ等の発生時における措置並びに新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2 本市における行動計画策定等の経緯

病原性が季節性並みであった新型インフルエンザ（A/H1N1）においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫等が見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生しまん延する場合に備え、対応できるよう十分な準備を進める必要がある。

2009 年（平成 21 年）4 月、メキシコで新型インフルエンザ（A/H1N1）が確認され、世界的大流行となり、我が国でも発生後 1 年余で約 2 千万人が罹患したと推計されたが、入院患者数は約 1.8 万人、死亡者数は 203 人であり、死亡率は 0.16（人口 10 万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。また、この時の経験を通じて、現場での行動や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。

このため、本市では、市民の健康への被害及び社会経済活動への影響を最小限に留めるため、国・大阪府の対策と協力・連携を図り、本市の対策が最大限の効果を上げるよう、

平成 24 年 3 月に四條畷市新型インフルエンザ対策行動計画を策定した。

今般、特措法や平成 25 年 6 月に国において策定された「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下、「政府行動計画」という。）及び同年 9 月に大阪府において策定された大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「府行動計画」という。）における考え方や基準を踏まえ、改めて状況の変化に適切に対応できるよう多様な選択肢を示すため、特措法第 8 条に基づき、平成 26 年 3 月に「四條畷市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「本行動計画」）を改訂した。

さらに、令和元年 11 月に中華人民共和国で確認された新型コロナウイルス感染症が世界規模で流行していることを踏まえ、これまでに各部局で実施した感染対策や支援事業を記載することで、今後、新たなウイルスが発生した場合への円滑な対応に資するため、本行動計画を改訂した。

今後、国が各分野における対策の具体的な内容、実施方法等について作成した政府ガイドラインや専門的知見をもとに業務マニュアル等を整備し、本市における新型インフルエンザ等の対策を充実していくこととする。

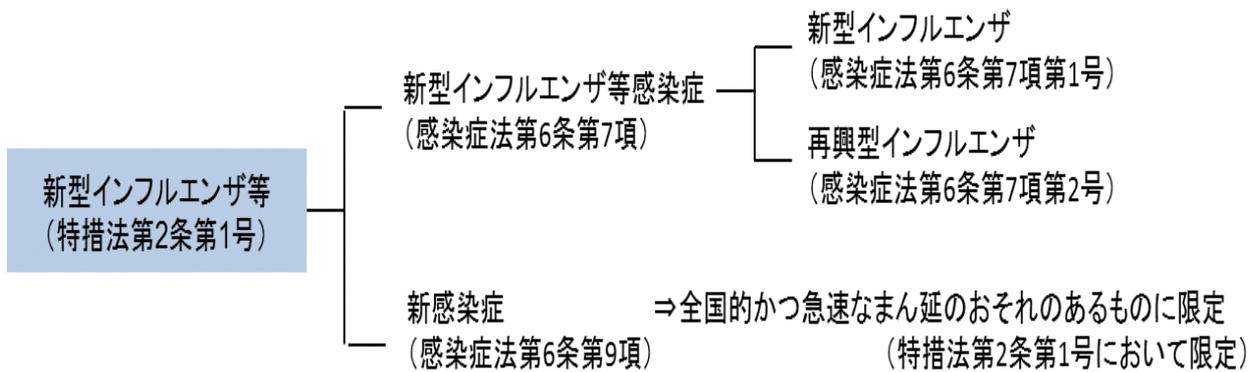
3 対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症

本行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- (1) 感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）

⇒新型コロナウイルス感染症が該当（令和 4 年 4 月現在）

- (2) 感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの（以下「新感染症」という。）



II 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1 対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生を阻止することは不可能である。また、世界のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入は避けられず、病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。そのため、新型インフルエンザ等患者の発生が一定の期間に集中した場合には、医療提供能力の範囲を超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として、国、大阪府、本市、関係機関が相互に連携して対策を講じていく必要がある。

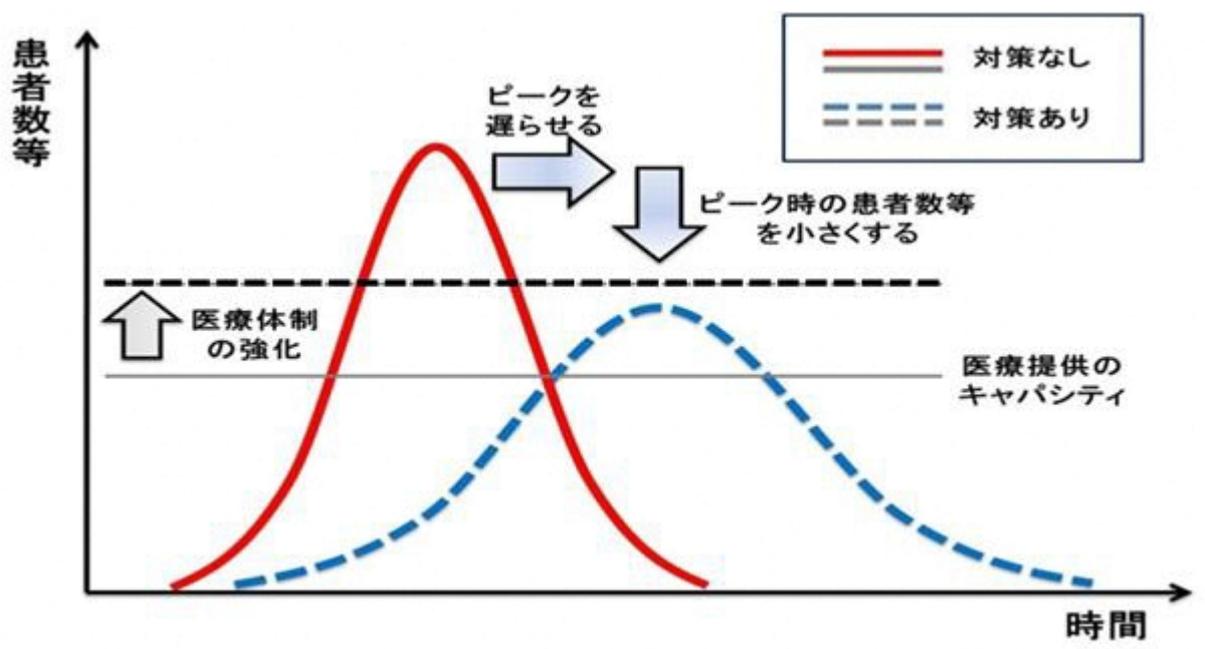
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

- ・ 初期段階において、感染拡大を抑制し流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造等の時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者発生等をなるべく抑え、医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の拡充を図り、患者数等が医療提供能力の範囲を超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- ・ 国及び大阪府から提供される感染予防策や医療提供体制の周知啓発に努める。

(2) 市民生活及び経済に及ぼす影響を最小限に抑える

- ・個人、家庭、地域、事業所が感染拡大防止策等を徹底することにより、欠勤者の数を減らすよう努める。
- ・新型インフルエンザ等への対応に係る事業継続計画の作成及びその実施等により、医療提供業務をはじめ市民生活及び経済の安定に不可欠な業務の維持に努める。

<対策の効果 概念図>



2 対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

従って、本行動計画においては、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示す必要がある。

3 対策の留意点

国、大阪府、本市又は指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等発生前及び発生時には、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携・協力し、その対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等を行う。また、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の有効性により、新型インフルエンザ等緊急事態の措置が必要のないことがあり得ることから、いかなる場合においてもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(3) 関係機関相互の連携・協力の確保

政府対策本部、大阪府対策本部、本市対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、総合的に対策を推進する。

大阪府対策本部長から政府対策本部長に対して、又は、本市対策本部長から大阪府対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合には、政府対策本部長又は大阪府対策本部長はその要請の趣旨を尊重し、

必要に応じて速やかに所要の総合調整を行う。

(4) 記録の作成・保存

本市対策本部の立ち上げ以降、対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4 発生時の被害想定等

(1) 被害想定

新型インフルエンザ等は、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザ等の場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害を引き起こすことが懸念される。

本行動計画の策定に当たっては、対策を考える上での被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザ等が発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。新型インフルエンザ等の流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザ等ウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期を含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

本行動計画を策定するに際しては、政府行動計画の中で示された数値に準拠し想定した。（p 7 表1参照）

- 全人口の 25%が新型インフルエンザ等に罹患すると想定した場合、本市の罹患者数は、約 13,500 人、医療機関を受診する患者数の上限は、約 11,000 人と推計。
- 入院患者数及び死亡者数については、この推計の上限値である約 11,000 人を基に、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザ等を中等度（致死率 0.53%）、スペインインフルエンザを重度（致死率 2.0%）として、中等度の場合では、入院患者数の上限は約 227 人、死亡者数の上限は約 72 人、重度の場合では入院患者数の上限は約 908 人、死亡者数の上限は約 270 人になると推計。

表1 本市の被害想定

	人口	罹患者数	受診患者数	入院患者数	死者数
国	約1億 2,519万人 (令和3年11月)	約3,130万人	約2,504万人 (上限値)	約53万人 (上限値)	約16.6万人 (上限値)
大阪府	約878万人 (令和4年3月)	約220万人	約176万人 (上限値)	約3.7万人 (上限値)	約1.2万人 (上限値)
四條畷市	約5.4万人 (令和4年3月)	約1.35万人	約1.1万人 (上限値)	約227人 (上限値)	約72人 (上限値)
		罹患率25%	80.0%	1.68%	致死率 0.53%

※ 本市の被害想定の数値は、政府行動計画及び府行動計画の数値に準拠

※ 国及び大阪府の被害想定の数値は、府行動計画より引用

※ 致死率は、アジアインフルエンザ並みの0.53%の場合を想定
(スペインインフルエンザ並みの重度の場合は2.0%と想定)

【留意点】

- これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチン及び抗インフルエンザウイルス薬等の効果や現在の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。
- 未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があることから、併せて対策の対象としている。

そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に、新感染症を含めた対策を検討・実施することとなることから、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつ、空気感染対策を念頭に置く必要がある。

(2) 社会・経済への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ・ 国民の 25%が、流行期間（約 8 週間）にピークを作りながら順次罹患する。罹患者は 1 週間から 10 日間程度罹患し、欠勤する。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ ピーク時（約 2 週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5 %程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、家族の世話、看護等（学校（学校教育法第 1 条第 1 項、第 124 条、第 134 条に規定する学校を指す。以下同じ。）・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約 2 週間）には従業員の最大 40%程度が欠勤するケースが想定される。

【参考：新型インフルエンザ等対策が自然災害等や他の感染症対策と異なる点】

- ・ 新型インフルエンザ等の流行は、いずれ発生するが、その時期は予測不可能であり、その予兆を捉えることは困難である。
- ・ 新型インフルエンザ等の流行は全国で同時に発生することが予想されるため、自然災害のように被災していない地域からの応援を求めることは困難である。
- ・ 新型インフルエンザ等の被害は、数週間から数年の中長期に渡り発生することが想定される。
- ・ 医療従事者の感染リスクが最も高いことから医療体制の確保に影響を及ぼす。
- ・ ワクチンの必要量を確保するためには相当期間を要する。
- ・ 感染拡大を抑制するためには、行政や医療機関等関係機関のみならず、住民一人ひとりの正しい理解と協力が不可欠である。

5 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

- ・ 国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的

確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を適切に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

- ・ 国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO（世界保健機関）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。
- ・ 国は、新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

（２）大阪府の役割

- ・ 大阪府は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針等に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し、的確な判断を行う。
- ・ 大阪府は、新型インフルエンザ等発生前は、政府行動計画、ガイドライン等を踏まえ、医療の確保、感染拡大防止対策等の対策に関し、府内の実情に応じた行動計画等を作成するなど事前の準備を進める。
- ・ 大阪府は、新型インフルエンザ等の発生時に、府対策本部を設置し、基本的対処方針等を踏まえ、府内の状況に応じて判断を行い、府行動計画等に基づき、対策を実施する。
- ・ 大阪府は、府内に緊急事態宣言が発出されたときは、国や市町村と連携し、必要に応じて、新型インフルエンザ等緊急事態措置（以下「緊急事態措置」という。）を適切に講じる。
- ・ 大阪府は、市町村及び指定地方公共機関等と緊密な連携を図るとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

（３）本市の役割

- ・ 本市は、住民に最も身近な地方公共団体として、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、要援護者への支援に関し、基本的対処方針等を踏まえ、本行動計画等に基づき、的確に対策を実施する。対策の実施に当たっては、大阪府や近隣の市町村と

緊密な連携を図る。

- ・ 本市は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画や府行動計画等を踏まえ、住民の生活支援等の市町村が実施主体となる対策に関し、地域の実情に応じた行動計画等を作成するなど新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を進める。
- ・ 本市は、病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生した場合、府対策本部の設置に先立ち、感染症対策委員会を立ち上げ、感染予防対策を講じる。
- ・ 本市は、新型インフルエンザ等の発生後、大阪府対策本部が設置されたときは、速やかに市対策本部を設置し、国及び大阪府における対策全体の基本的な方針を踏まえ、地域の状況に応じて対策を進める。必要に応じて BCP を発動する。
- ・ 本市は、保健所が行う検査・医療体制の整備に協力するとともに、大阪府が緊急事態措置を講じられる際には、適切に連携・協力する。
- ・ 本市は、新型インフルエンザ等の発生後、自治会等や掲示板を通して発生の状況や実施されている対策等について情報提供や、市民のとるべき行動について公用車や防災無線等を用いて感染症に対する注意喚起を行う。
- ・ 本市は、感染の拡大防止や社会生活維持のために可能な限り検査体制を整える。
- ・ 本市は、食料品・生活必需品等を確保するため、製造販売事業者との供給協定の締結等を実施する。万一に備え生活必需品等の備蓄について日頃から啓発を行う。

(4) 医療機関の役割

医療機関（歯科医療機関を含む。以下同じ。）は、新型インフルエンザ等発生前には院内感染対策や必要となる医療資器材の確保に努めるとともに、発生時において、継続して医療を提供するため、新型インフルエンザ等患者及び疑い患者（以下「患者等」という。）の診療体制を含めた、診療継続計画の策定やシミュレーションを行う等事前の準備に努める。

① 感染症指定医療機関(感染症法第 38 条)

大阪府内発生早期においては、積極的に患者等を受け入れ、適切に医療の提供を行う。

② 指定地方公共機関を含む地域の中核的医療機関、公的医療機関（日赤病院、済生会病院、労災病院等を指す。以下同じ。）及び協力医療機関

帰国者・接触者外来の開設や新型インフルエンザ等患者の積極的な受入れ等適切に医療の提供を行う。

- ③ 一般の医療機関(内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての一般の医療機関を指す。以下同じ。)

国内感染期においては、院内感染防止対策を行い、新型インフルエンザ等患者を受け入れ、適切に医療の提供を行う。

- ④ 歯科医療機関

歯科を標榜していない病院と連携し、人工呼吸器を装着している新型インフルエンザ等患者の口腔ケアを行うとともに、歯科救急の実施をはじめ適切に歯科医療を提供する。

(5) 指定（地方）公共機関の役割

- ・ 指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。
- ・ 指定（地方）公共機関は、あらかじめ業務計画を策定するとともに、必要物品の備蓄等を行い、発生時の業務の推進に備える。

(6) 登録事業者の役割

- ・ 特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者で厚生労働大臣が登録する者（以下「登録事業者」という。）は、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持するため、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染予防策の実施や事業継続に向けて、事前準備を積極的に行う。
- ・ 新型インフルエンザ等発生時には、事業を継続するよう努める。

(7) 一般の事業者

- ・ 事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染予防策を行う。
- ・ 国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等

の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれるため、特に集客事業を行う者については、感染防止のための措置を徹底する。

(8) 住民

- ・ 新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいて行っているマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。
- ・ 発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

6 行動計画の主要項目

本行動計画は、2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び経済に及ぼす影響を最小限に抑える」を達成するための戦略を実現する具体的な対策を、次の(1)～(6)の主要項目について発生段階ごとに示すこととし、本項では横断的な留意点について記す。

- (1) 実施体制
- (2) サーベイランス・情報収集
- (3) 情報提供・共有
- (4) 予防・まん延防止
- (5) 医療
- (6) 市民生活及び経済の安定の確保

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等に迅速かつ的確に対応するためには、各段階に応じた行動計画をあらかじめ策定し、広く関係者に周知しておく必要がある。

新型インフルエンザ等は、そのウイルスの病原性が高く感染力が強い場合等、多数の国

民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くことが危惧されており、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。このため、国、大阪府及び本市においては、危機管理部門と公衆衛生部門が中心となり、一丸となった取り組みが求められる。

1 四條畷市感染症対策委員会の設置

(1) 設置

感染症法第6条第1項に規定する感染症をいう。以下同じ)の発生とまん延の予防を図り、市民の健康と安全を守るため四條畷市感染症対策委員会を設置する。

委員長は、必要に応じて、市長に対し四條畷市新型インフルエンザ等対策本部の設置を建言することができる。

(2) 組織及び庶務

委員長	副市長
委員	理事級職員 部長級職員（派遣職員を除く）
庶務	保健センター

(3) 対策委員会の所掌事務

- ① 感染症に関する情報及び資料の収集に関すること
- ② 市民への予防及び啓発活動に関すること
- ③ 関係機関との連携調整に関すること
- ④ その他感染症に関すること

2 四條畷市新型インフルエンザ等対策本部の設置

新型インフルエンザ等が国内で発生した場合又は新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発出されたときは、市長は、本行動計画で定めるところにより、直ちに、市対策本部を設置しなければならない。（緊急事態宣言発出の場合は特措法第34条）

本部長は対策本部会議を開催し、発生時の初動対応、感染拡大防止対策等を速やかに行う。

(1) 設置

新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31

号) 第 2 条第 1 号に規定する新型インフルエンザ等をいう。以下同じ。) が発生した場合又は特措法第 34 条第 1 項に基づき、四條畷市新型インフルエンザ等対策本部の設置を円滑に行う。(対策本部設置要綱)

(2) 組織及び庶務

本部長	市長
副本部長	副市長・教育長
本部員	理事級職員 部長級職員（派遣職員を除く） 本市の区域を管轄する消防署長（必要に応じて会議に出席を求める）
幹事長	保健センター所長
幹事	課長の職にある者のうち本部長が必要と認める者
庶務	保健センター

(3) 対策本部の所掌事務

- ① 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
- ② 新型インフルエンザ等の拡大防止に関する事項
- ③ 情報の収集及び関係機関・団体との連絡調整に関する事項
- ④ その他新型インフルエンザ等対策に関する事項

(4) 個別所掌事務

(庁内)

担当部	所掌事項
総合政策部	① 支援策等の総合調整に関すること ② 社会機能維持、事業継続のための優先事業の特定に関すること ③ 情報の集約や提供、共有に関すること ④ 国・大阪府・市町村及び関係機関等との連絡・調整に関すること ⑤ 報道機関との連絡調整に関すること ⑥ 庁内の業務継続計画（BCP）の運用に関すること
総務部	① 感染症防止策等職員研修に関すること ② 職員の服務、参集状況の把握及び職員配置に関すること

総務部	<ul style="list-style-type: none"> ③ 庁舎内の感染防止策に関する事 ④ 産業医等との連絡調整に関する事 ⑤ 車両の確保及び配車に関する事
財務部	<ul style="list-style-type: none"> ① 対策の予算に関する事
市民生活部	<ul style="list-style-type: none"> ① 市内小売業団体の協力要請に関する事 ② 商工会等との連携に関する事 ③ 地区会長協議会・田原台地区自治会連絡会等との連絡調整に関する事 ④ ごみ、し尿、廃棄物処理、防疫に関する事 ⑤ 遺体の安置・埋火葬に関する事
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> ① 道路の管理及び交通機能維持の実施に関する事 ② 防災行政無線の放送に関する事 ③ 防犯に関する事 ④ 下水道施設の保持に関する事
子ども未来部	<ul style="list-style-type: none"> ① 保育所、認定こども園、児童発達支援センター、子育て総合支援センターに関する事 ② 保育所、認定こども園、児童発達支援センター、子育て総合支援センターでの感染防止策に関する事 ③ 民間認可保育施設での感染防止策に関する事 ④ 民間認可保育施設との連絡調整に関する事 ⑤ 緊急事態宣言発出時に大阪府が行う保育所、社会福祉施設等の使用制限の協力に関する事（他部所掌を除く）
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ① 対策本部・対策委員会の運営に関する事 ② 新型インフルエンザ等に関する情報の収集や提供に関する事 ③ 市民への感染防止策の啓発に関する事 ④ 大阪府が設置する帰国者・接触者相談センターの周知及び医療に関する事 ⑤ 保健所・医師会等との連絡調整に関する事

健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ⑥ 社会福祉施設における感染防止策に関する事 ⑦ 社会福祉施設が行う事業に関する事 ⑧ 自宅療養者等への支援に関する事 ⑨ 自宅療養者等の専用避難所に関する事 ⑩ 在宅要援護者の健康状態の把握及び生活支援に関する事 ⑪ 災害時要援護者対策に関する事 ⑫ 感染防止策における防護品等の備蓄に関する事 ⑬ 予防接種（ワクチン）に関する事 ⑭ 大阪府が行うサーベイランスの協力に関する事 ⑮ 発生に備えた行動計画の策定及び見直しに関する事 ⑯ 市のコールセンター等の設置及び情報提供に関する事 ⑰ 緊急事態宣言発出時等に大阪府が行う外出制限の協力に関する事
田原支所	<ul style="list-style-type: none"> ① グリーンホール田原の感染防止対策に関する事 ② 田原支所でのワクチン受領・保管に関する事 ③ 田原地域の医療機関へのワクチン配送に関する事 ④ グリーンホール田原のワクチン接種会場提供に関する事 ⑤ 感染症予防接種証明書発行に関する事
教育部	<ul style="list-style-type: none"> ① 社会教育施設での感染防止対策に関する事 ② 社会教育施設が行う事業に関する事 ③ 社会教育関係団体との連絡調整に関する事 ④ 学校での感染防止策に関する事 ⑤ 罹患者の把握と報告、受診指導等に関する事 ⑥ 大阪府教育庁及び市立学校との連携に関する事 ⑦ 学校施設利用者の感染防止策に関する事 ⑧ 大阪府が行う学校サーベイランスの協力に関する事 ⑨ 緊急事態宣言発出時に大阪府が行う学校、社会教育施設等の使用制限の協力に関する事
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ① 議会への報告及び調整等に関する事

(関係機関)

大東四條畷消防組合	① 医療機関との連携に関すること ② 市民への医療機関情報の提供に関すること ③ 傷病者の搬送と感染防止策に関すること ④ 感染防止策における防護服等の備蓄に関すること
-----------	---

(2) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に、効果的に実施するためには、多様なサーベイランスにより、各発生段階において、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、国内外から系統的に収集・分析し判断につなげること、また、国、大阪府が実施されるサーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することが重要である。

なお、新感染症に対するサーベイランスについては現時点では行っていないため、本項目では新型インフルエンザに限定して記載する。

・ 海外で発生した時期から国内の患者数が限られている期間は、患者の臨床像等の特徴を把握する必要があるため、患者の全数把握等サーベイランス体制の強化を図るため、大阪府が実施されるサーベイランスに協力するとともに、大阪府（四條畷保健所）と緊密に連携して新型インフルエンザ等患者の発生状況等について、積極的な情報収集を行う。

・ 国内の患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者の全数把握は、その意義が低下し、また、地方公共団体や医療現場の負担も過大となることから、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替わるため、大阪府からの情報を迅速・的確に把握する。

(3) 情報提供・共有

新型インフルエンザ等に関する情報提供は、感染予防と感染拡大防止の観点から発生前の事前準備と発生段階に対応した適切な情報提供を行う。

1 基本的考え方

(1) 目的

市民生活に重大な影響を及ぼす危機管理上の重要な課題という認識を共有し、国、大阪府、本市、医療機関、事業者、市民の各々が自らの役割を理解するとともに、十分な

情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策のすべての段階、分野において、各主体間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までを含むことに留意する。

(2) 手段

市民の不安解消を図るため、発生情報や感染予防などの情報を迅速かつ正確に提供する。また、情報提供に当たっては、広く市民に伝わるよう、障がい者や高齢者、外国人といった方々にもわかりやすく、正確かつ迅速に情報が伝わるよう配慮するとともに、インターネットを含めた多様な媒体を用いて、それぞれの状況に対応したきめ細やかな情報提供を行う。

2 発生前における市民等への情報提供

- ・ 発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、発生した時に正しく行動してもらうため、予防的対策として発生前においても新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報などについて、市民や関係機関（医師会、医療機関および薬剤師会等）、事業者等に情報提供し、十分に認識してもらうことが必要である。
- ・ 特に児童生徒等に対しては、学校・保育施設等は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、関係各部署が連携、協力して感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

3 発生時における市民等への情報提供及び共有

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、患者等の人権にも配慮して迅速かつわかりやすい情報提供を行う。
- ・ 誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、大阪府、医療関係機関や専門家と連携・協力して、早期に個々に打ち消す情報を発信する必要がある。
- ・ 新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には原則として責任はないこと）や個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

4 市民・関係機関への情報提供内容及び相談窓口の設置

(1) 市民・関係機関への情報提供内容

情報提供の手段として市広報誌、ホームページのほか、SNS、ケーブルテレビ、広報車、防災無線、掲示板、チラシなど多様なツールを用い、情報の周知を図る。

<想定される情報提供内容>

- ・感染拡大防止のための外出自粛の呼びかけ、感染予防策に関する情報
- ・ライフラインに関する情報
- ・市及び官公庁行事、イベントの自粛、中止などの情報
- ・新型インフルエンザ等相談窓口
- ・市内発生状況（個人のプライバシーに配慮する）
- ・帰国者・接触者外来など医療に関する情報
- ・予防接種（ワクチン）に関する情報

ア 未発生期

- ・新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、市広報誌やホームページ等、各種媒体を活用し、継続的にわかりやすい情報提供を行う。
- ・手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染予防策の普及を図る。

イ 海外発生期から国内発生早期まで

- ・新型インフルエンザ等の情報を随時、市ホームページの改編等により最新情報を提供し、風評等による混乱を防止する。
- ・各家庭に大規模流行を想定して食料及び飲料水など生活用品の備蓄を勧奨する。
- ・市民に、相談窓口の設置情報や帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来等の診療についての情報を提供する。
- ・保健センターは、新型インフルエンザ等発生以降の最新情報を集約し、情報の一元化を図る。

ウ 国内感染期

- ・市民に、相談窓口についての情報や帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来等の診療についての情報を提供する。

- ・ 流行状況など最新の情報を提供し、大阪府が緊急事態宣言区域に指定されている場合は、市民等に感染防止のため不要不急の外出の自粛等を要請する。

(2) コールセンター等の設置及び周知

ア 未発生期

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時に、市民からの相談に応じるため、必要に応じてコールセンター等の設置を準備する。
- ・ 平常時の問い合わせは、通常業務の中で対応する。

イ. 海外発生期から国内感染期

- ・ 保健センターは、大阪府の要請により、国からの想定問答等をもとに、他の公衆衛生業務に支障をきたさないように、必要に応じて市民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等を設置し、適切な情報提供を行う。
- ・ 大阪府及び本市が設置するコールセンター等について、周知する。

(4) 予防・まん延防止

1 目的

- ・ 流行のピークをできるだけ遅らせて、各種対策に必要な体制を確保するとともに、流行のピーク時の受診患者数等の増加を抑制し、入院患者数を最小限に留めることにより、医療体制の破綻を回避し、必要な医療を適切に提供する体制を維持することを目的とする。

2 主な感染拡大防止策

- ・ 個人レベルの対策については、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

また、国内発生の初期段階では、新型インフルエンザ等患者に対する入院措置や、患者の同居者等濃厚接触者に対する感染防止策への協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行う。

- ・ 地域対策及び職場対策については、国内発生の初期の段階から、個人レベルの対策のほか、職場において、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより

強化して実施する。

- ・ 緊急事態宣言が発出された場合は、必要に応じ、不要不急の外出自粛要請を行うとともに、施設の使用制限の要請等を行う。
- ・ 行動制限等の対策そのものが、社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施中の対策を縮小、もしくは中止する。
- ・ 感染症拡大の防止及び社会・経済活動の維持のため、検査体制の確保に努める。

3 予防接種

(1) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限に留めることにつながる。

新感染症については、発生した感染症によってワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

(2) 特定接種

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

ア 対象

- ・ 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうち、これら業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

イ 接種順位

登録事業者及び公務員の接種順位の考え方については、国は、新型インフルエンザ等

対策実施上の公益性・公共性を基準として、事前に別途整理しているが、危機管理においては、状況に応じた柔軟な対応が必要であることから、発生時の社会状況等を総合的に判断し、政府対策本部が決定する。

①医療関係者

②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員

③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）

④それ以外の事業者

ウ 接種体制

- ・ 登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、原則として集団的接種により接種を実施する接種体制の構築が登録の要件とされる。
- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる本市職員については、本市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとし、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制を整備する。

(3) 住民に対する予防接種

- ・ 特措法において、緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が発出されている場合は、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行う。
- ・ 緊急事態宣言が発出されていない場合は、予防接種法第 6 条第 3 項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行う。
- ・ 新型コロナウイルス感染症については、その流行及びその長期化により、国民の生命・健康はもとより、社会経済にも極めて大きな被害を及ぼしている状況にあることから、国民への円滑な接種を実施するため、国の主導のもと、身近な地域において接種が受けられる仕組みを構築する必要がある。

こうしたことを背景に、今般の新型コロナワクチンの接種については、予防接種法附則第 7 条の特例規定に基づき実施するもので、同法第 6 条第 1 項の予防接種とみなして同法の各規定（同法第 26 条及び第 27 条を除く。）が適用されることとなった。

- ・ 住民に対する予防接種については、本市を実施主体として、医療機関による個別接種及び集団接種により接種を実施することとし、接種が円滑に行えるよう接種体制の整備を図る。

【参考：国における住民接種の接種順位の考え方】

また、迅速に多数の住民に接種が必要な場合は、大東・四條畷市医師会と連携し、個別医療機関での接種も並行して実施する。

住民接種の接種順位については、原則として、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とする。事前に下記のような基本的な考え方を整理しておくが、緊急事態宣言が発出されている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて政府対策本部が決定する。

- ① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・基礎疾患を有する者
 - ・妊婦
- ② 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ③ 成人・若年者
- ④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザ等による重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方に加え、緊急事態宣言が発出された場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条第2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方、更に、これら双方を併せた考え方もあることから、以下のような基本的な見解を踏まえ決定される。

ア 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

- ・ 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
 - ①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者
- ・ 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
 - ①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者

- ・ 小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

イ 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

- ・ 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者

- ・ 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者

ウ 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

- ・ 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者

- ・ 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

【医療関係者に対する要請】

国及び大阪府は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）する。

【大東四條畷消防組合に対する要請】

市は、ワクチン接種に伴う副反応に備え、消防署と連携し、緊急搬送の体制確保の要請を行う。

(5) 医療

- ・ 新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増加が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には限界があることから、効率

的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要であり、国の基本的対処方針などに基づき大阪府検査体制整備計画及び大阪府保健・医療提供体制確保計画が策定され、大阪府からの要請に基づき、以下の協力を検討する。

- ①市民からの相談への対応、専用相談窓口（コールセンター）の設置
- ②医療施設（休日診療所）又は検査施設の開設

（6） 市民生活及び経済の安定の確保

1 新型インフルエンザ等は、多くの国民が罹患し、各地域での流行が約 8 週間程度続くと言われている。また、本人や家族の罹患等により、市民生活及び経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活及び経済への影響を最小限に留めるため、国、地方公共団体、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は特措法に基づき、事前に十分準備を行い、一般の事業者においても事前の準備を行うことが重要である。

7 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、発生の状況に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、行動計画で予め発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、国の実情に応じた戦略に即して 5 つの発生段階に分類している。国全体での発生段階の移行については、WHO のフェーズの引上げ及び引下げを参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定している。（p 26 表 2 参照）

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染拡大防止策等について、柔軟に対応する必要があることから、地域における発生段階を定め、その移行については、必要に応じて国との協議の上で、都道府県が判断することとしている。地域における発生段階をあわせて示す。

国、地方公共団体、関係機関等は、行動計画等で定められた対策を段階に応じて実施することとする。

大阪府においては、府域の実態に合わせて効果的に対策が実施できるよう、次のとおり大阪府独自の警戒レベルを設定している。（p27 表3参照）

本行動計画では、府行動計画の警戒レベルを用いることとする。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言が発出された場合には、対策の内容も変化するという事に留意が必要である。

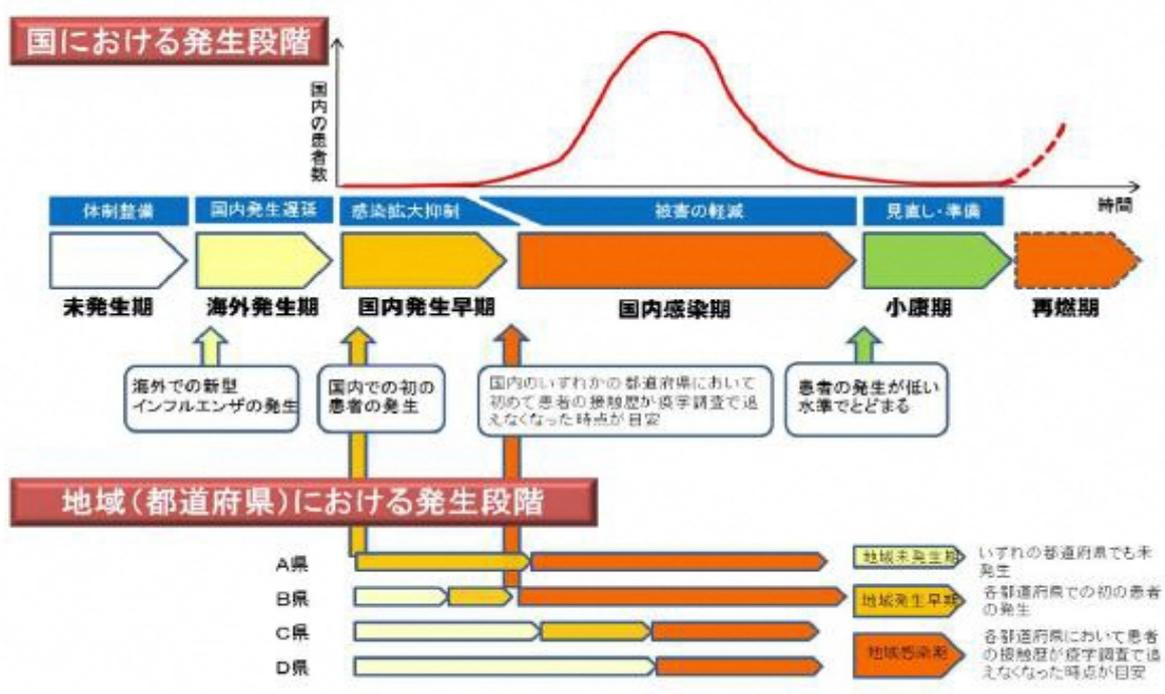
表2 国の新型インフルエンザ等対策行動計画の発生段階とWHOのフェーズ対応表

国の行動計画の発生段階	WHOのフェーズ
未発生期	フェーズ1. 2. 3
海外発生期	フェーズ4. 5. 6
国内発生早期	
国内感染期	
小康期	
	ポストパンデミック期

表3 本計画の発生段階

発生段階	状 態	政府行動計画の発生段階
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	未発生期
府内未発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	海外発生期
	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等が発生しているが、大阪府内では発生していない状態	国内発生早期
府内発生早期	大阪府内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	
府内感染期	新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	国内感染期
小 康 期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	小 康 期

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



Ⅲ 各発生段階における対策

(1) 各発生段階別行動計画(総括)

1 策定要旨と段階別体制

新型インフルエンザに関する危機状況の段階を大阪府が定める下記の5レベルとし、各段階に応じた体制により各種対策を講じることを目的として、各段階別行動計画を策定する。

レベル	状態	四條畷市の体制
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	
府内未発生期	<ul style="list-style-type: none"> 海外で新型インフルエンザ等が発生、もしくは、国内の何れかの地域で発生した状態 大阪府内では、新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態 	四條畷市感染症対策委員会
府内発生早期	大阪府内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学的調査で追うことができる状態	四條畷市新型インフルエンザ等対策本部
府内感染期	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学的調査で追うことができなくなった状態 感染拡大から、まん延、患者の減少に至る時期を含む 	四條畷市新型インフルエンザ等対策本部
小康期	患者の発生が減少し、低い水準にとどまっている状態	四條畷市新型インフルエンザ等対策本部 四條畷市感染症対策委員会

2 平常時からの準備

次の項目について、健康福祉部が調整を図り、各部における実施を推進するとともに、実施状況等を把握する。

- (1) 四條畷市新型インフルエンザ等対策行動計画及び四條畷市業務継続計画（BCP）を策定・改定する。〔健康福祉部・総合政策部〕
- (2) 保健所が設置する管内関係機関対策会議に参画する。〔健康福祉部〕
- (3) 大阪府が設置する帰国者・接触者外来の設置協力に関する調整を行う。〔健康福祉部〕
- (4) 医師会等と連携して、受託医療機関の確保等、ワクチン接種に係る施策を検討・準備する。〔健康福祉部〕
- (5) 庁内及び関係機関との情報共有体制を確立する。〔全庁・大東四條畷消防組合〕
- (6) 介護を要する高齢者、障がい者等を把握し、その生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）等について、障がい・介護サービス提供事業者との連携により、速やかに必要な支援ができるようにする。〔健康福祉部〕
- (7) 感染症発生時の対応に関して障がい・介護サービス提供事業者との連携を図るため、新型インフルエンザ発生時の対応に関する事前協定を締結する。〔健康福祉部〕
- (8) 地域の実情に応じた食料品・生活必需品等の確保、配分の方法等についての計画及び備蓄、製造販売事業者との供給協定の締結等を実施する。〔都市整備部・市民生活部〕
- (9) 市内の事業者に事業継続計画（BCP）の策定を呼びかける。特に社会機能の維持に関わる事業者に対しては、計画を策定するよう勧奨する。〔市民生活部・健康福祉部〕
- (10) 火葬場の火葬能力の限界を超える事態がおこった場合に備え、一時的に遺体を安置できる場所を確保するための計画を策定・改定する。〔市民生活部〕
- (11) 市民に対して家庭での 2 週間程度の食料・医薬品、日用品等の備蓄を呼びかける。〔健康福祉部・都市整備部・市民生活部〕
- (12) 大阪府及び関係部署と連携し、新型インフルエンザの発生に備えた訓練を実施する。〔健康福祉部・総合政策部〕
- (13) 大阪府と連携して、鳥インフルエンザ対策を実施する。〔市民生活部・健康福祉部〕

3 段階別行動計画

1 未発生期

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態
- ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染は見られていない状態

1 対策の目的

- ・ 発生に備えて体制の整備を行う。
- ・ 市内発生の早期確認に努める。

2 対策の考え方

- ・ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するかわからないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、国、大阪府、関係団体との連携を図り、対応体制の整備や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。
- ・ 海外での新型インフルエンザ等の発生を早期に察知するため、国・大阪府と連携を図り、継続的な情報収集を行う。

3 基本事項

1) 実施体制

(1) 行動計画等の作成

特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画又は業務計画の策定を行い、必要に応じて見直す。

(2) 連携の強化

国、都道府県、市町村、指定（地方）公共機関とは、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

2) サーベイランス・情報収集

(1) 情報収集

厚生労働省、国立感染症研究所、WHO など国内外の機関が提供する新型インフルエンザ等に関する様々な情報を収集する。

(2) 学校園サーベイランスへの協力

大阪府が実施される幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学年閉鎖、休校等）の調査に協力する。

3) 情報提供・共有

(1) 継続的な情報提供

新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、市広報誌やホームページ等、各種媒体を活用し、継続的にわかりやすい情報提供を行うことと併せ、関係部局ごとに職員、関係者、施設利用者、企業などにも必要に応じた広報・啓発を行う。

(2) 感染予防策の普及

手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等、個人レベルの感染予防策の普及を図る。

(3) ホットライン設置準備

大阪府や関係機関等とのメールや電話の活用、可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を整備する。

(4) コールセンター等設置準備

大阪府の要請があった場合、新型インフルエンザ等の発生時に、市民からの相談に応じるため、コールセンター等を設置する準備を進める。

4) 予防・まん延防止

(1) 対策実施のための準備

個人における対策の普及

国、大阪府、本市、学校・保育施設、福祉施設、事業者等は、基本的な感染予防対策や発生期における感染対策について知識の普及、理解の促進を図る。

ア 基本的な感染予防対策例

- ・マスク着用
- ・咳エチケット
- ・手洗い
- ・うがい
- ・人混みを避ける等

イ 発生時における基本的な感染対策例

- ・自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡する。
- ・感染を広げないように不要不急な外出を控える。
- ・マスクの着用等の咳エチケットを行う 等

(2) 地域対策及び職場対策の周知

- ① 新型インフルエンザ等の発生時に実施する個人における対策のほか、職場における感染防止対策（季節性インフルエンザ対策と同様）について周知準備を行う。
- ② 緊急事態宣言発出時における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。

(3) 予防接種

① 特定接種

- ・厚生労働省が行う登録事業者の登録に協力する。
- ・特定接種の対象となる職員をあらかじめ決定するとともに、集団接種体制を整備する。

② 住民に対する予防接種

- ・国及び大阪府の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、当該市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種する体制の構築を図る。
- ・円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める。そのため、国及び大阪府は、技術的な支援を行う。
- ・速やかに接種することができるよう、医師会、医薬品卸業者等の事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・

予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。

- ・ 新型コロナウイルス感染症については、その流行及びその長期化により、国民の生命・健康はもとより、社会経済にも極めて大きな被害を及ぼしている状況にあることから、国民への円滑な接種を実施するため、国の主導のもと、身近な地域において接種が受けられる仕組みを構築する必要がある。

こうしたことを背景に、今般の新型コロナワクチンの接種については、予防接種法附則第7条の特例規定に基づき実施するもので、同法第6条第1項の予防接種とみなして同法の各規定（同法第26条及び第27条を除く。）が適用されることとなった。

- ・ 住民に対する予防接種については、本市を実施主体として、医療機関による個別接種及び集団接種により接種を実施することとし、接種が円滑に行えるよう接種体制の整備を図る。

5) 医療

大阪府からの要請に基づき、以下の協力を検討する。

- ①市民からの相談への対応、専用相談窓口（コールセンター）の設置
- ②医療施設（休日診療所）又は検査施設の開設

6) 市民生活及び経済の安定の確保

(1) 新型インフルエンザ等発生時の業務体系の検討・準備

新型インフルエンザ等発生に備え、業務継続計画を策定するとともに、発生時には、感染予防対策を取りながら、行政機能を維持し、市民を守るための業務体制を検討する。

(2) 物資及び資材の備蓄等

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備する。

(3) ライフラインの確保

市内におけるライフラインの確保について、水道・下水道をはじめ、電気、ガス、石油、交通機関、食料品等について流通への影響の把握に努める。

(4) 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

国の要請により、地域感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、大阪府と連携し要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。

(5) 円滑なごみ処理などの検討

新型インフルエンザ等発生時のごみ減量を啓発するとともに、収集や焼却など、円滑にごみの処理ができるよう、応援も含めた体制を検討する。

(6) 火葬能力等の把握

国及び大阪府と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

2 府内未発生期

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生、もしくは、国内のいずれかの地域で発生した状態
- ・大阪府内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状態

1 対策の目的

- ・ 新型インフルエンザ等の進入をできるだけ遅らせ、市内発生の遅延と早期発見に努める。
- ・ 市内発生に備えて体制の整備を行う。

2 対策の考え方

- ・ 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報が無い可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。

- ・ 対策の判断に役立てるため、国、大阪府等と連携し、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- ・ 海外での発生状況について注意喚起に努めるとともに、大阪府内及び市内で発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に啓発を行う。

3 基本事項

1) 実施体制

海外もしくは、国内のいずれかの地域で新型インフルエンザ等の患者の発生情報を受信した場合、対策委員会を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、本市の初動対処方針について協議・決定する。

2) サーベイランス・情報収集

(1) 情報の収集

国・大阪府を通して国内外の新型インフルエンザに関する情報を収集する。

感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。

(2) 学校サーベイランスへの協力

大阪府が実施する学校サーベイランスについてインフルエンザ様症状の患者による臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）の状況及び欠席者数の把握に協力する。

3) 情報提供・共有

(1) 情報提供

市民に対して、国内外での発生状況、現在の対策、大阪府内で発生した場合に必要な対策等を国・大阪府からの情報をもとに、市広報誌やホームページ等により、市民に情報提供し、注意喚起を行う。

(2) コールセンター等の設置

大阪府の要請により、国からの想定問答等をもとに、他の公衆衛生業務に支障をきたさないように、市民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンターを設置し、適切な情報提供を行う。

4) 予防・まん延防止

(1) 会議への参画

四條畷保健所が設置される管内関係機関対策会議に参画する。

(2) 感染症危険情報の発出等

国が発出された感染症危険情報を受け、関係機関と協力し、海外への渡航者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起を行う。

(3) 予防接種

① 特定接種

基本的対処方針を踏まえ、国と連携して、職員のうち、あらかじめ接種対象者と決定した者に対して、原則、集団的な接種により、本人の同意を得て特定接種を行う。

② 住民に対する予防接種

国と連携して、特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の接種体制の準備を行う。

- ・ 新型コロナウイルス感染症については、その流行及びその長期化により、国民の生命・健康はもとより、社会経済にも極めて大きな被害を及ぼしている状況にあることから、国民への円滑な接種を実施するため、国の主導のもと、身近な地域において接種が受けられる仕組みを構築する必要がある。

こうしたことを背景に、今般の新型コロナワクチンの接種については、予防接種法附則第7条の特例規定に基づき実施するもので、同法第6条第1項の予防接種とみなして同法の各規定（同法第26条及び第27条を除く。）が適用されることとなった。

- ・ 住民に対する予防接種については、本市を実施主体として、医療機関による個別接種及び集団接種により接種を実施することとし、接種が円滑に行えるよう接種体制の整備を図る。

5) 医療

(1) 帰国者・接触者相談センターの周知

発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

(2) 検査・医療体制の検討

大阪府からの要請に基づき、医療施設（休日診療所）又は検査施設の開設を検討する。

6) 市民生活及び経済の安定の確保

(1) 事業者の対応

事業所に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策及び事業継続に不可欠な重要業務の重点化の準備を行うよう要請する。

社会機能の維持に関わる事業者に対し、企業継続に向けた準備を行うよう要請する。

(2) 遺体の火葬・安置等

火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるように準備を行う。

(3) 市民・事業者への呼びかけ

- ① 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たり、消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。
- ② 市民に対し、外出自粛等に備え、食料品や生活必需品等を適切に備蓄するよう呼びかける。

3 府内発生早期

- ・大阪府内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

1 対策の目的

- ・市内での感染拡大をできる限り抑える。
- ・患者に適切な医療を提供する。
- ・感染拡大に備えた体制の整備を行う。

2 対策の考え方

- ・ 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き感染拡大防止策等を行う。
- ・ 政府対策本部が、大阪府に対し緊急事態宣言を発出した場合は、積極的な感染拡大防止策をとる。
- ・ 個人一人ひとり取るべき行動について十分な理解を得るため、医療体制や感染拡大防止策について、市民に対し、積極的な情報提供を行う。
- ・ 府内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び経済の安定のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- ・ 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけすみやかに実施する。

3 基本事項

1) 実施体制

新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされた場合、速やかに対策本部を設置する。本部長は対策本部会議を開催して、発生時の初動対応、感染拡大防止対策等を速やかに行う。

2) サーベイランス・情報収集

(1) 情報収集

国・大阪府等を通じて国内外の新型インフルエンザに関する情報を収集する。

(2) 学校サーベイランスへの協力

大阪府が実施される学校サーベイランスへの協力

3) 情報提供・共有

(1) 情報提供

市民に対して市広報誌・ホームページ等を活用し、国・大阪府の情報をもとに、国内外の発生状況と具体的な対策、コールセンター等に関する情報提供を行う。

特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑わ

れ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。

また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。

市民の不安等を解消するために、必要に応じて情報提供を行うとともに、その後の情報提供に反映する。

(2) コールセンター等の体制の充実・強化

国等配布の想定問答の改定版等を活用するとともに、コールセンターの体制を充実・強化する。

障がいの特性や外国人などに配慮した相談体制を整備する必要があり、特に電話による対応が困難な聴覚障がいのある人等に対しては、FAX や E メールを活用した相談等を検討する。日本語での会話等が困難な外国人などに対しては、大阪府外国人情報コーナー等の情報提供を行う。

4) 予防・まん延防止

(1) 感染防止策の徹底

業界団体等を経由又は直接、住民、事業者等に対して次の要請を行う。

- ・ 住民、福祉施設、事業所等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- ・ 事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨や職場における感染予防策の徹底を要請する。
- ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講じるよう要請する。
- ・ 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等において、感染予防策を強化するよう要請する。

(2) 住民に対する予防接種

住民への接種（予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種）の実施については、政府対策本部が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で決定する。

更に、住民への接種順位についても、政府対策本部が、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえて決定

する。

- ・ パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て接種を開始する。
- ・ 住民に対し、接種に関する情報を提供する。
- ・ 接種の実施に当たり、国及び大阪府と連携して、保健所・保健センター・学校など公的な施設の活用、もしくは医療機関への委託等により接種会場を確保し、原則として、当該市の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

《大阪府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置》

- ① 大阪府が要請される外出制限や施設の使用制限等の措置に協力する。
- ② 住民接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。

5) 医療

検査・医療体制の検討

大阪府からの要請に基づき、医療施設（休日診療所）又は検査施設の開設を検討する。

6) 市民生活及び経済の安定の確保

(1) ライフラインの確保

関係機関や企業と連携し、水道、下水道、電気、ガス、石油、交通機関、食料品等について流通の確保状況を把握し、必要に応じて情報発信を行う。

(2) 事業所の対応

市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策を開始するよう要請する。

(3) 市民・事業者への呼びかけ

市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しては、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

《大阪府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置》

① 水の安定供給

水道関係事業者は、それぞれその行動計画又は業務計画等で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等及び緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

② 生活関連物資等の価格の安定等

市民生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をする。必要に応じ、小売業等関係事業者団体に対して事業継続を要請するとともに、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

③ サービス水準に係る市民への呼びかけ

市民に対し、まん延した段階において、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

4 府内感染期

大阪府内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状況（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）

1 対策の目的

- ・医療提供体制を維持する。
- ・健康被害を最小限に抑える。
- ・市民生活・経済への影響を最小限に抑える。

2 対策の考え方

- ・感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は実施する。

- ・ 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、都道府県ごとに実施すべき対策の判断を行うことになるので、その指示に従う。
- ・ 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動についてわかりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- ・ 流行のピーク時の入院患者や重症者数をなるべく抑えて医療体制への負荷を軽減する。
- ・ 医療体制の維持に全力を尽くして、健康被害を最小限に留める。
- ・ 欠勤者の拡大が予測されるが、市民生活・経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- ・ 医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- ・ 状況の進展に応じて、必要性が低下した対策を縮小もしくは中止する。

3 基本事項

1) 実施体制

国・大阪府の基本的対処方針を受け、対策本部会議を開催し、対処方針を決定する。

《大阪府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置》

府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。

① 対策本部の設置

緊急事態宣言が発出された場合、速やかに市対策本部を設置する。

② 他の地方公共団体による代行、応援等

新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法に基づく他の地方公共団体による代行、応援、職員の派遣等の措置の活用を行う。

2) サーベイランス・情報収集

(1) 情報収集

引き続き、国内外の新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。

(2) 学校サーベイランスへの協力

大阪府が実施される学校サーベイランスに協力する。

3) 情報提供・共有

(1) 情報提供

引き続き、市民に対し、市広報誌・ホームページ等を活用し、国内外や大阪府内・市内の発生状況と具体的な対策等について、詳細にわかりやすく情報提供する。

特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性があること、個人レベルでの感染予防や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診方法等）、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。

(2) コールセンター等の継続

国等配布の想定問答の改定版等を活用し、コールセンター等の運営を継続する。

4) 予防・まん延防止

(1) 市内での感染拡大防止策

① 業界団体等を経由し又は直接、住民、事業者等に対して次の要請を行う。

- ・ 市民、福祉施設、事業所等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- ・ 事業者に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請するとともに、職場における感染予防策の徹底を要請する。
- ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講じるよう要請する。

② 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。

(2) 予防接種

- ・ 予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種を進める。

《大阪府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置》

① 大阪府の要請による外出制限や施設の使用制限等の措置に協力する。

② 特措法第 46 条に基づく住民接種を進める。

- ・ 新型コロナウイルス感染症については、その流行及びその長期化により、国民の生命・健康はもとより、社会経済にも極めて大きな被害を及ぼしている状況にあることから、国民への円滑な接種を実施するため、国の主導のもと、身近な地域において接種が受けられる仕組みを構築する必要がある。

こうしたことを背景に、今般の新型コロナワクチンの接種については、予防接種法附則第 7 条の特例規定に基づき実施するもので、同法第 6 条第 1 項の予防接種とみなして同法の各規定（同法第 26 条及び第 27 条を除く。）が適用されることとなった。

- ・ 住民に対する予防接種については、本市を実施主体として、医療機関による個別接種及び集団接種により接種を実施することとし、接種が円滑に行えるよう接種体制の整備を図る。

5) 医療

検査・医療体制の開設

大阪府からの要請に基づき、医療施設（休日診療所）又は検査施設を開設する。

《大阪府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置》

国や大阪府、関係機関と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、臨時の医療施設を設置し医療を提供する。

臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

6) 市民生活及び経済の安定の確保

(1) 事業者の対応

事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策を講じ

るよう要請する。

(2) 市民・事業者への呼びかけ

市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たり、消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

《大阪府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置》

① 業務の継続等

国が行う各登録事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員の罹患状況確認等に協力する。

② 水の安定供給

水道関係事業者は、それぞれその行動計画又は業務計画等で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等及び、緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

③ サービス水準に係る市民への呼びかけ

事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、市民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

④ 生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 市民生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視する。必要に応じ、小売業等関係事業者団体等に事業継続を要請する。
- ・ 生活関連物資等の需給、価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談・情報収集窓口の充実を図る。
- ・ 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、行動計画等で定めるところにより、適切な措置を講じる。

⑤ 要援護者への生活支援

大阪府の要請により、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

⑥ 埋葬・火葬の特例等

- ・ 火葬場の管理者に対し、可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。
- ・ 死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

5 小康期

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準で留まっている状態。
- ・ 大流行はいったん終息している状態。

1 対策の目的

- ・ 市民生活・経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

2 対策の考え方

- ・ 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- ・ 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
- ・ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- ・ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

3 基本事項

1) 実施体制

(1) 緊急事態解除宣言がされた時は、速やかに特措法に基づく対策本部を廃止し、市行動計画に基づく対策本部に切り替えるものとする。

(2) これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、行動計画等の見直しを行う。

2) サーベイランス・情報収集

(1) 情報収集

新型インフルエンザ等の発生状況、各国の対応について、国や大阪府を通じて必要な情報を収集する。

(2) 学校サーベイランスへの協力

大阪府が実施される学校サーベイランスへの協力。

- ・再流行を早期に探知するため、学校サーベイランスを再び強化する。

3) 情報提供・共有

(1) 情報提供

引き続き、市民に対し、市広報誌・ホームページ等、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性について情報提供する。

(2) コールセンター等の体制の縮小

状況を見ながら、コールセンター等の体制を縮小する。

4) 予防・まん延防止

(1) 予防接種

流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

《大阪府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置》

① 予防接種

国及び大阪府と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。

- ・新型コロナウイルス感染症については、その流行及びその長期化により、国民の生命・健康はもとより、社会経済にも極めて大きな被害を及ぼしている状況にあることから、国民への円滑な接種を実施するため、国の主導のもと、身近な地域において接

種が受けられる仕組みを構築する必要がある。

こうしたことを背景に、今般の新型コロナワクチンの接種については、予防接種法附則第7条の特例規定に基づき実施するもので、同法第6条第1項の予防接種とみなして同法の各規定（同法第26条及び第27条を除く。）が適用されることとなった。

- ・ 住民に対する予防接種については、本市を実施主体として、医療機関による個別接種及び集団接種により接種を実施することとし、接種が円滑に行えるよう接種体制の整備を図る。

5) 医療

大阪府は、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。

6) 市民生活及び経済の安定の確保

必要に応じ、引き続き市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

《大阪府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置》

① 業務の再開

市内の事業者に対し、感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小もしくは、中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。

② 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小、もしくは中止等

大阪府、国と連携し、府内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、緊急事態措置を縮小もしくは中止する。

參考資料

●ア 行

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A 型、B 型、C 型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A 型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

●カ 行

○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来を案内する。

○ 緊急事態宣言

新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるものとして要件に該当する事態が発生したと政府が認めた時に発する宣言のこと。

○ 緊急事態措置

生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないこと（不要不急の外出の自粛等）

や学校、社会福祉施設、興行場等多数の者が利用する施設等の使用の制限等を上記宣言の際に告示した期間（最大3年）や区域において実施するもの。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ コールセンター

本計画では、海外で新型インフルエンザが発生した際に、大阪府及び保健所設置市等において一般府民向けに設置するお問い合わせ窓口のこと。

○ 国立感染症研究所

厚生労働省所管の研究施設。国民の保健医療の向上を図る予防医学の立場から、広く感染症に関する研究を総合的に行い、国の保健医療行政の科学的根拠を明らかにするとともに感染症の制圧を目的としている。

新型インフルエンザ等の発生時には、検査キットの開発・配布、ウイルスの遺伝子検査の確定診断を行う。

●サ 行

○ サーベイランス

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析を示すこともある。

○ 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び

健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

○ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）

2019年（令和元年）11月に中華人民共和国で確認され世界的大流行となったヒトコロナウイルスSARS-CoV-2による感染症であり、発熱、呼吸器症状、倦怠感、頭痛、消火器症状、鼻汁、味覚異常、嗅覚異常等の症状を発症する。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

●タ 行

○ WHO（World Health Organization：世界保健機関）

「全ての人々が可能な最高の健康水準に到達すること。（WHO憲章第1条）」を目的として設立された国際機関。国際連合と連携して活動する国連の専門機関に位置づけられており、インフルエンザなどの感染症対策や生活習慣病の対策、医薬品や食品の安全対策など幅広い分野で国際的に重要な役割を担っている。新型インフルエンザの発生段階については、WHOのパンデミックインフルエンザ警報フェーズを参考に決定することとしている。

○ トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

●ハ 行

○ パンデミック

感染症の世界的大流行のこと。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ 飛沫感染

飛沫感染とは感染した人が咳やくしゃみをすることで排泄する、ウイルスを含む飛沫

(5ミクロン以上の水滴)が飛散し、これを健康な人が鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することによって感染する経路を指す。なお、咳やくしゃみ等の飛沫は、空気中で1～2メートル以内しか到達しない。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主(ヒトなど)に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ 保健所設置市

地域保健法第5条第1項に基づき、保健所を設置する地方公共団体のこと。大阪府内では、大阪市・堺市・豊中市・高槻市・東大阪市・枚方市・八尾市・寝屋川市・吹田市がこれに該当する。

四條畷市感染症対策委員会設置要綱

(設置)

第1条 感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第1項に規定する感染症をいう。以下同じ。)の発生とまん延の予防を図り、市民の健康と安全を守るため四條畷市感染症対策委員会を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 感染症に関する情報及び資料の収集に関すること。
- (2) 市民への予防及び啓発活動に関すること。
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) その他感染症に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者により組織する。

- (1) 副市長
- (2) 理事級職員
- (3) 部長級職員

2 委員長は、副市長をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が召集し、会務を総理する。

- 2 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させることができる。
- 3 委員長は、必要に応じて関係機関の実務者会議を開催することができる。

(対策本部の設置)

第5条 委員長は、必要に応じて、市長に対し四條畷市新型インフルエンザ等対策本部の設置を進言することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健センターにおいて処理する。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月19日から施行する。

四條畷市新型インフルエンザ等対策本部設置要綱

(目的)

第1条 新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等をいう。以下同じ。）が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、同法第34条第1項に基づく四條畷市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）の設置を円滑に行うことを目的とする。

(所掌事務)

第2条 対策本部は、次に掲げる事項について協議し、必要な対策を実施する。

- (1) 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
- (2) 新型インフルエンザ等の拡大防止に関する事項
- (3) 情報の収集及び関係機関・団体との連絡調整に関する事項
- (4) その他新型インフルエンザ等対策に関する事項

(組織)

第3条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、部長級以上の職にある者をもって充てる。
- 5 本部員は、市の区域を管轄する消防署長をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、本部会議を招集し、これを主宰する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在のときは、次の順位によりその職務を代理する。

- (1) 副市長
- (2) 危機統括監
- (3) 健康福祉部長
- (4) 総務部長
- (5) 総合政策部長

3 本部員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

(幹事会)

第5条 対策本部の所掌事務を補佐するため、対策本部に幹事長及び幹事を置く。

2 幹事長は、保健センター所長をもって、幹事は、課長の職にある者のうち本部長が必要と認める者をもって充てる。

3 幹事長は、幹事会を招集し、これを主宰する。

(構成員以外の者の出席)

第6条 本部長又は幹事長は、必要があるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 対策本部の庶務は、保健センターにおいて行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月 7日から施行する。